

錦江町農業委員会 8月定例会議事録

○ 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
〃	4番	毛下 利美
〃	5番	鳥越 秀一
〃	6番	元丸 敏朗
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	貫見 和洋
〃	9番	内菌 雄治
〃	10番	鍋 康博
〃	11番	本釜 好子
〃	12番	宿利原 進
〃	13番	安水 純一
〃	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	畠中 正秋
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第22号 錦江町農業振興地域整備計画の変更について

○事務局長	<p>それでは、ただいまから令和2年8月錦江町農業委員会定例会定例総会を始めたいと思います。</p> <p>新体制になりましたので、憲章朗読を最初に戻って2番の鈴委員からお願いします。</p>
○鈴委員	<p>農業委員会憲章、私たち農業委員会は農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって以下の検証を遵守することを誓います。一つ、農業委員会は農業、農村の代表として、食料・農業農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼にこたえます。一つ、農業委員会は食料の自給率と自給力を維持、向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と、効率利用を進めます。一つ、農業委員会は農地利用の最適化を目指し、担い手への農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進に努めます。一つ、農業委員会は認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成、確保と経営支援を強化し、農業、農村の持続的発展に努めます。一つ、農業委員会は暮らしと経営に役に立つ情報の収集、提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。</p>
○事務局長	<p>ありがとうございました。続いて会長のあいさつをお願いします。</p>
○会長	<p>皆さんこんにちは。7月20日に会長として、また3年間することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。また最適化推進委員ということで、畠中さんにおかれましては前の農業委員から推進委員としてカムバックしていただいております。支所の書記についても、今回山下さんに替りましたのでこのメンバーで、また、番号がこのように変わってきましたので、また3年間この形でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより令和2年錦江町農業委員会の議事を開会いたします。全員出席されていますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2項の指定により、本日の会議録署名委員に2番鈴委員と、3番徳永委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に、「会務報告について」を議題とします。事務局から説明と報告をお願いします。</p>
○事務局長	<p>資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。8月の会務報告をさせていただきます。8月4日農業会議、巡回訪問がございまして、情報事業の関係をいろいろ情報交換したところです。続いて7日ですけれども、人・農地プランの実質化推進キャラバンということで、本庁の会議室において、産業振興課と、大隅地域振興局で協議をしたところがございます。続いて21日ですが、現地調査を行っております。鳥浜を1か所、神川中原を1か所、合わせて2カ所の現地調査をしたところです。続いて25日ですけれども農業委員会8月の定例総会、ということでございます。会務報告は以上です。</p>
○会長	<p>ただ今の会務報告について、質問等はありませんか。</p>
○鈴委員	<p>無し。</p>

○会長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。それでは附議事項に入ります。議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町に対する要請について」を議題といたしますが、ここでお諮りします。議案の第 21 号については、資料のとおり 80 筆の審議となっており、また委員の退席を求めなければならないある案件もあることから、7 回に分けて審議したいと思いますがお異議ございませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。それではまず案第 21 号のうち受付番号 102 番から 113 番について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
○事務局	<p>はい。それでは資料の 3 ページをごご覧いただきたいと思います。まず 102 番から 104 番についてですが、貸し人は〇〇さんです。申請地につきましては、神川字丸尾 7385-2 地目が畑、地積が 1310 m²です。103 番が同じく神川字カヤノキ 7456-1、畑で地積が 3380 m²で、104 番が神川字横高尾 7488 番地、畑で 1780 m²です。貸付開始時は令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっています。小作料金につきましては、それぞれ〇〇円ということ、3 筆ともに〇〇円となっています。借り人のほうは、〇〇さん、宿利原自治会の方です。続いて 105 番ですが、貸し人が〇〇さん、愛知県の方です。申請に係る土地が神川字二ツ堅山 7327-1、地目が畑、10457 m²貸付期間は令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっており、小作料金は〇〇円となっています。借り人は同じく〇〇さんです。続いて 106 番ですが、貸し人が〇〇さん、神川中自治会の方です。土地の所在が神川字西ノ木 5307 番地です。地目が畑、地積が 5842 m²となっています。貸付に関しましては令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円となっており、借り人は〇〇さん、新規です。続いて、107 番、貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方です。神川字滝ノ上 5176 番地畑で 3212 m²となっており、貸付に関しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日、小作料金は〇〇円です。借り人は先ほどと同じく〇〇さんとなっています。続いて 108 番から 111 番ですけれども、貸し人は〇〇さんです。申請に係る土地が、神川大字中尾 4756-1 畑で 600 m²。続いて、神川字中尾 4757-1、畑で 782 m²。続いて神川字、山頭 4723 番地、畑で 1702 m²、続いて、神川字桑ノ迫 5086-1、畑で 1171 m²四つ合わせて 4255 m²となっています。貸付に関しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日まで小作料金は〇〇円となっておりまして、借り人は〇〇さんとなっています。続いて、4 ページをご覧いただきたいと思います。112 番、113 番について説明をさせていただきます。貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地につきましては、神川字丸尾 7409-27、畑で 2853 m²の内 2000 m²となっています。続いて、神川字桂牧 5118-1、畑で 1885 m²となっています。貸付に関しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 4 日まで、小作料は〇〇円となっており、借り人は〇〇さんです。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが 102 番から 105 番について、私のほうから調査</p>

	<p>報告いたします。〇〇さんの畑ノ木の畑、3380 m²で〇〇円となっておりますが、この畑は、以前耕作放棄地になっておりましたのを、綺麗にしまして、全部で〇〇円とすればよかったです。〇〇円ずつという形になっております。〇〇さんは、錦江町の全ての要件を満たしておりますので、何ら問題ないかと思われま。105番のほうも、以前から〇〇さんが耕作されておりましたが、今回この定例会に挙げてみました。全部で、〇〇円となっております。これも〇〇さんは、なんら問題はないかと思ひます。以上で私の調査報告を終わります。続いて、受付番号106番から113番について、徳永委員の調査報告をお願いいたします。</p>
<p>○徳永委員</p>	<p>はい、報告します。106・107番の、畑は、いずれもシキミ畑です。6年ほど前に、いわゆるシキミ騒動といひますかね、耕作をしていたシキミの方が、周辺近くの放棄地となっていたところを一斉に、また次の方が、耕作され新しくシキミをつくるという一連の事件があつたのですが、そのときに、このうち〇〇さんの分を、新しく〇〇さんが引き受けるという、植えてある分を引き受けるという事ということで契約しており、本日まできている内容です。〇〇さんのところも、シキミ畑で、その話し合いのときに、引っこ抜いて、もう返すと、受ける人はですね、そういうことでしたけども、せっかく大きく、いいシキミなつているので、〇〇さんが、私の畑の隣だから、つくりましようということ引き受けた内容です。いずれもその当時、利用権設定を結ばなかつたのですが、相対でいましようという内容で、きております。管理も良くこの二つについては、しておりますので、問題無いと思ひます。108番から113番までの借り人の〇〇さんですが、〇〇さんの畑については、3年ぐらい前から相対で、スナップエンドウとか、カボチャとかですね、そういう露地野菜を作つている畑です。これも、自分で、〇〇さんが耕作すればいいのしょうけど、なかなか、業務上手が回らないないということ、同級生の〇〇さんに、貸しているという内容で相対契約しています。112番・113番の〇〇さんの畑は、御兄弟です。おじいさんの畑を〇〇さんが耕作しているという内容になっております。これも兄弟でしたので利用権設定を結ばずに、相対でよかろうということで、これまで来て、また、もう一ついきますと、〇〇さんのこの、露地園芸に関する2人の畑ですが、高収益作物助成金の対象で、ちょっとこれに応募してみようという前向きな考えから、利用権設定を改めて結ぼうという内容での相談でもありましたので、利用権設定をしてもらひました。〇〇さんはなかなか、働き者で、よく借りている場所も管理しています。問題無いと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
<p>○会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま調査報告があつましたが、質疑ありませんか。</p>
<p>○鍋委員</p>	<p>〇〇さんは自分の畑には、シキミを植えるという事は考えていらつしやるのでしょうか</p>
<p>○徳永委員</p>	<p>その質問が出るじゃないかなと思つたのですが、自分では4反ほど畑を持つていまして、別なところですね。そこは全面シキミです。それ以外でシキ</p>

	<p>ミは土日だとか、頑張ればできるということでシキミに力を入れているのですが、あとシキミを植えているところは、〇〇さんと〇〇さん、そういうところで肥培管理しております。自分の畑もシキミを作っています。自分の畑は野菜がつかれるかというところまで手が回らないから、同級生に貸している状態です。自分の土地は耕作せずに人の農地を借りるのかと意見が出るのではないかと感じておりましたが。大丈夫です。</p>
○会長	<p>ただ今調査報告がありましたが質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 21 号のうち、受付番号 102 番から 113 番までを採決いたします。お諮りします。議案第 21 号のうち受付番号 102 番から、113 番について決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。従いまして議案第 21 号のうち 102 番から 113 番については原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 21 号のうち受付番号 114 番から 130 番について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>それでは 4 ページをご覧ください。まず 114 番から 118 番については貸し人が〇〇さん、瀬戸山自治会の方です。申請地につきましては誠に申しわけございませんが、お目通し願ひまして合計が 5 筆で 5590 m²です。貸付に關しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっています。小作料金については〇〇円、借り人が〇〇さん、同じく瀬戸山自治会の方です。続いて 119 番ですが、貸し人が〇〇さん、山之口自治会です。申請地につきまして馬場字山之口ノ上 2066 番地、地目が田で 653 m²です。貸付に關しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっており、小作料金は〇〇円です。借り人は〇〇さん、山之口自治会の方です。続いて 120 番、貸し人は〇〇さん、木原自治会の方です。申請地につきましては、馬場字寺前ノ上 2065 番地、地目は田で 649 m²です。貸付に關しましては令和 2 年 5 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日までとなっており、小作料金は〇〇円です。借り人には、同じく〇〇さんです。続いて 121 番ですが、貸し人が〇〇さん、本町の方です。申請地につきましては馬場字山ノ口ノ上 2164 番地地目が田で 1483 m²となっており、貸付に對しましては令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっており、小作料金については〇〇で、借り人は〇〇さんです。続いて 5 ページをご覧くださいと思います。122 番、貸し人が〇〇さん、麓自治会の方です。申請地につきましては馬場字田ノ神後 1652-1、地目が田で 733 m²です。貸付に關しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては、〇〇です。借り人は〇〇さん、大橋上の方です。続いて 123 番から 125 番ですけれども、貸し人は〇〇さん、木原の方です。申請地につきましてはお目通し願ひまして、3 筆で 2384 m²となっており、貸付に關しましては、令和 2 年 9 月 1 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料につきましては、3 筆一緒ということで〇〇、</p>

	<p>借り人は〇〇さんです。続いて126番から128番ですが、貸し人は〇〇さん鹿屋市の方です。申請地につきましてはお目通り願ひしまして、3筆合わせて2304㎡となっております。貸付に関しましては、令和2年9月1日から令和5年12月14日まで、小作料につきましては、3筆合わせて全部で〇〇円となっております。借り人は〇〇さんです。129番から130番ですが、貸し人が、〇〇さん鹿屋市在住です。申請地につきましてはお目通しいたぎまして、2筆合わせて合計804㎡です。貸付に関しましては、令和2年9月1日から令和5年12月14日まで、小作料金につきましては、2筆合わせて〇〇となっております。借り人は〇〇さんです。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号114番から118番について担当の鳥越委員の調査報告をお願いします。</p>
○鳥越委員	<p>はい。この案件は親子間の利用権設定です。〇〇さんはスナップエンドウを中心にジャガイモ、露地野菜をがんばっている青年でございます。何ら問題はないかと思ひます。</p>
○会長	<p>続いて受付番号119番から130番について寺田委員の報告をお願いします。</p>
○寺田委員	<p>報告申し上げます。119番から121番の〇〇さん、122番の〇〇さんに関しましては、圃場もちゃんと整理されておひまして、ゴーヤとかインゲンなどを中心に、野菜を栽培されておひまして、利用権を結ぶにあたって何の問題もないと思ひておひます。よろしくおひします。123番から130番の借り人の〇〇さんは、皆さんもご存じのとおり先月まで農業委員をされておひました。圃場も綺麗に整備されておひ、何ら問題はござひませぬので、よろしくおひします。終わります。</p>
○会長	<p>ありがとうございます。ただいま調査報告ありましたが、質疑ありませぬか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第21号のうち受付番号119番から130番について採決いたします。お諮りします。議案第21号のうち受付番号119番から130番については、原案のとおり決定することにござひませぬか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがひまして議案第21号のうち受付番号119番から130番については原案のとおり決定しました。次に、議案第21号のうち131番から140番までを議題といたします。事務局の説明をおひしいたぎます。</p>
○事務局	<p>はい。それでは6ページをご覧ください。131番から133番ですけれども、貸し人は〇〇さん、鹿屋市の方です。申請地につきましては目通しいたぎいて、3筆合わせて2147㎡となっております。貸付に関しましては、令和2年8月26日から令和6年12月14日まで、小作料金につきましては3筆合わせて</p>

	<p>〇〇円です。借り人は〇〇さん山下自治会です。続いて134番ですが、貸し人が〇〇さん令和自治会の方です。申請地につきましては神川字大尾5756-2畑で4293㎡のうち2300㎡です。貸付に関しましては、令和2年9月1日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円となっております。借り人は〇〇さんです。続いて135番、貸し人が〇〇さん、令和自治会の方です。申請地につきましては神川字北赤迫5738-2、畑で1711㎡です。貸付に関しましては令和2年9月1日から令和7年12月14日までとなっております、小作料金が〇〇円です。借り人は〇〇さん瀬戸山自治会です。続いて136番と137番について説明をさせていただきます。貸し人は〇〇さん、才原自治会の方です。申請地はお目通しいただいて2筆合わせて5552㎡です。貸付に関しましては令和2年9月1日から令和7年12月14日まで、小作料金はそれぞれ〇〇円と、〇〇円です。借り人は〇〇さん、牧原自治会でございます。続いて、138番から140番、貸し人は〇〇さん、旭町自治会の方です。申請地につきましてはお目通しをお願いします。3筆合わせて14507㎡となっております。貸し付けについては令和2年8月26日から令和7年12月14日まで、小作料金がそれぞれ〇〇円・〇〇円・〇〇円です。借り人は〇〇さん、牧原自治会の方です。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号131番から133番について鍋委員報告をお願いします。</p>
○鍋委員	<p>場所につきましては、役場の田代支所前を過ぎていきますと、JAのスタンドが出てきますが、そのところが小さな4差路になっておりまして、スタンドから見ますと、道路を挟んで反対側に行った場所になります。昨年末で契約切れでしたが、名義人の〇〇さんが亡くなられたことでしばらく宙に浮いておりました。娘さんが判明したことから、手続がなされて、今回出されたものです。〇〇さんは親子で約50頭の牛を飼われておられ、管理もしっかりされておられ、また認定農業者でもあり、継続での案件であることから、何ら問題はないと思います。終わります。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。続いて、受付番号134番135番について、本釜委員の説明をお願いいたします。</p>
○本釜委員	<p>はい。134番・135番について報告いたします。借り人の〇〇さんは皆さんも御存じだと思いますが以前農業委員をされていました。こちらの案件は現在借りられている場所ですが、利用権を結んでいなかったため、今回利用権を結びたいということで、〇〇さんは、娘さんと一緒にシキミをされております。圃場もきれいにされており、何ら問題ないと思います</p>
○会長	<p>続いて受付番号136番から145番について宿利原委員の報告をお願いします。</p>
○宿利原(進)委員	<p>はい。136番から140番まで、借り人の〇〇さんは、たばこを中心に漬物用大根を作っておりまして、この土地は、以前より借りていたのですが、高収益作物の補助申請をするということで、改めて利用権設定を結ばれたものです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

○会長	ありがとうございました。ただ今3名の委員からの報告がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
	質疑なしと認めます。これから議案第21号のうち受付番号131番から140番について採決いたします。お諮りします、議案第21号のうち受付番号131番から140番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。従いまして議案第21号のうち受付番号131番から140番については原案のとおり決定しました。次に、議案第21号のうち、141番から151番について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします
○事務局	資料は7ページをご覧いただきたいと思います。まず141番ですけれども、貸し人は〇〇さん、上之宇都自治体の方です。申請地につきましては城元字土岩1879番地、地目が田で、2708㎡のうち1092㎡となっております。貸付に関しましては、令和2年8月26日から令和12年12月14日までとなっております、小作料金は〇〇円となっております。借り人は、〇〇さんです。続いて142番から151番ですが、貸し人は、〇〇さん、宮脇自治会の方です。誠に申し上げますが申請地につきましてはお目通しをお願いいたしまして、10筆で11556㎡です。貸付に関しましては、令和2年9月1日から令和12年8月31日まで小作料金が〇〇円です。借り人は、〇〇さん、宮脇自治会の方です。以上です。
○会長	ただいま説明ありましたが、受付番号141番から151番について、担当の山中推進委員の調査報告をお願いします。
○山中推進委員	はい、報告いたします。2件とも親子間の関係ですので、問題はないかと思えます。〇〇さんは、〇〇さんの長男の嫁であります。〇〇さん、〇〇さんももちろん親子関係であり、農業者年金の関係もあるとのことですので。よろしくをお願いします。
○会長	ありがとうございます。只今報告を受けましたが質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第21号のうち番号141番から151番について採決いたします。お諮りします。議案第21号のうち、受付番号141番から151番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。従いまして議案第21号のうち141番から151番については原案のとおり決定しました。次に、議案第21号のうち152番から155番までを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは資料は8ページをご覧いただきたいと思います。152番と153番ですが、貸し人は〇〇さん、才原自治会の方です。申請地につきましてはお目通しをお願いいたしまして、2筆で5314㎡です。貸付に関しましては令和2年8月26日から令和12年12月14日まで、小作料金につきましては、それ

	<p>ぞれ〇〇円と〇〇円です。借り人は〇〇さん、牧原自治会の方です。続いて154番ですが、貸し人が〇〇さん、岡山県在住の方です。申請地につきまして田代麓字松ノ崎 4994-24、畑で 6467 m²です。貸付に関しましては令和2年8月26日から令和5年10月31日までとなっており、小作料金が〇〇円です。借り人は〇〇さん、大原自治会の方です。続いて155番ですが、貸し人は、〇〇さん、大久保自治会の方です。申請地につきましては馬場字竜ノ石 6203番地、畑で 6203 m²のうち 2705 m²です。貸し付けに関しましては令和2年8月26日から令和5年10月31日までで、小作料金が〇〇円、借り人は〇〇さんです。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、152番と153番について竹原推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○竹原推進委員	<p>はい。貸し人の〇〇さんが農業をやめられましたので借り手を探しておりました。借り人の〇〇さんが借りるという事で、今回利用権を設定するところです。綺麗な工作をされる方なので問題はないと思います。よろしく願いします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。続いて154番と155番について横原推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○横原推進委員	<p>154番・155番につきましては、以前より〇〇さんが、耕作をされておりました。今回正式に、利用権設定をしたいということで申請があったところです。また〇〇さんは茶の生産をしながら、インゲン・かぼちゃを栽培されています。後継者もいらっしゃいますので、何ら問題はないのではないかと思います。よろしく願いいたします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。ただいま2名の推進から、報告がありましたが、質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第21号のうち受付番号152番から155番について採決します。お諮りします。議案第21号のうち、受付番号152番から155番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第21号のうち受付番号152から155番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第21号のうち156番から161番までを議題といたしますが農業委員会に関する法律第31条の「議事参与の制限」により公平な審議を行うため譲渡人譲受人の関係である、〇〇委員は退席をお願いします。(〇〇委員退席) それでは、議案第21号のうち156番から161番について事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは156番・157番について説明をさせていただきます。貸し人は〇〇さん、塩屋自治会です。申請地につきましては2筆ございますが、お目通しをお願いしたいと思います。2筆合わせて2974 m²です。貸付に関しましては令和2年9月1日から令和7年12月14日まで、小作料金は2筆で〇〇</p>

	<p>円です。借り人は〇〇さん、鳥井戸自治会の方です。続いて 158 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、滋賀県の方です。申請地につきましては神川字矢太郎シ 1700-1、畑で 1044 m²です。貸付に関しましては令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円です。借り人は〇〇さん、塩屋自治会の方です。続いて 159 番ですけれども貸し人は〇〇さん、神之浜自治会の方です。申請地は馬場字八木田 556-1、田、1412 m²です。貸付に関しましては令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては〇〇、借り人は〇〇さんです。続いて 160 番と 161 番、貸し人は〇〇さん、肝付町の方です。申請地はお目通しいただきまして、2 筆合わせて 3920 m²です。貸付に関しましては令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっており、借り人は〇〇さんです。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、受付番号 156 番から 161 番について、担当の鳥越委員の報告をお願いいたします。</p>
○鳥越委員	<p>はい。〇〇さんはシキミをされているかたで、圃場からシキミまで、すごく管理される方で何ら問題はないかと思えます。158 番から 161 番にしましては、皆さんもご存じのように〇〇さんは、スナップ・ジャガイモなど野菜を栽培されており、しっかりとした管理もされて、何ら問題はないかということですので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。ただいま鳥越委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○内菌委員	<p>はい。160 番の字はなんと読むんですか。</p>
○鳥越委員	<p>「あつまり」と読みます。</p>
○内菌委員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
○会長	<p>他にありませんか</p>
○委員	<p>無し</p>
○委員	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 21 号のうち受付番号 156 番から 161 番について採決いたします。お諮りします。議案第 21 号のうち受付番号 156 番から 161 番については、原案の通り決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。従いまして議案第 21 号のうち受付番号 156 番から 161 番については原案のとおり決定いたしました。ここで、退席した〇〇委員の入室を認めます。(入室確認) 続いて議案第 21 号のうち受付番号 162 番から 181 番までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい。それでは、資料は 9 ページをご覧いただきたいと思えます。ご覧のとおり、今から説明させていただく借り人は全て公社となっております、先ほど冒頭で言いましたが、お配りした A 3 用紙に公社から再配分される方の記載がございますので、後で確認いただければと思えます。それでは 162</p>

	<p>番・163番について説明します。貸し人は〇〇さん、申請地はお目通し願いまして、2筆で7665㎡です。貸付に関しましては、令和2年10月から令和12年9月30日まで、小作料金がそれぞれ〇〇円です。次に164番ですが、貸し人は〇〇さん、大阪の方です。申請地が神川字中尾6359-25、畑で2716㎡です。貸付に関しましては令和2年10月1日から令和12年9月30日まで、小作料金は〇〇円です。次に165番・166番ですけれども、貸し人が〇〇さん、大久保自治会の方です。申請地はお目通し願いまして、2筆で3875㎡です。貸付に関しましては令和2年10月1日から令和12年9月30日までとなっております、小作料金が〇〇円です。続いて167番、貸し人が〇〇さん、猪鹿倉自治会の方です。申請地は田代川原字川床平6479番地、田の1819㎡となっております。貸付に関しましては令和2年10月1日から令和7年9月30日まで、小作料金は〇〇円です。次に168番から172番、貸し人が〇〇さん、猪鹿倉自治会の方です。申請地はお目通しいただきまして、5筆で6532㎡です。貸付に関しましては令和2年10月1日から令和12年9月30日まで、小作料金は〇〇円です。続いて10ページをご覧ください。173番から176番ですが貸し人は〇〇さん猪鹿倉自治会です。申請地はお目通しいただいて、4筆合わせて4169㎡、貸し付けは令和2年10月1日から令和7年9月30日まで、小作料金がそれぞれ〇〇円です。続いて177番・178番ですが、貸し人が〇〇さん、神奈川県の方です。申請地はお目通しいただきたいと思ひます。2筆合わせて1765㎡、貸付に関しましては、令和2年10月1日から令和12年9月30日までとなっております、小作料金につきましては〇〇となっております。続いて179番から181番ですけれども、貸し人が〇〇さん鹿児島市の方です。申請地につきましてはお目通しいただいて、3筆合わせて2902㎡です。貸付に関しましては令和2年10月1日から令和12年9月30日まで、小作料金は〇〇円です。以上です。</p>
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第21号のうち受付番号162番から181番について採決いたします。お諮りいたします。議案第21号のうち受付番号162番から181番については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第21号のうち受付番号162番から181番については原案のとおり決定しました。続きまして議案第22号錦江町農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局の説明をお願いします。
○事務局長	はい、資料の12ページをご覧ください。農業振興地域整備計画の変更、用途区分変更と除外と記載されていると思ひます。まず2番ですが申請内容は用途区分変更です。申請人は〇〇さん神川中原自治会の方です。土地については神川字住迫5508-6、地目が台帳・現況ともに畑です。地積は3014㎡で

	<p>す。所有者につきましては〇〇さん、同じく神川中原自治会の方です。こういった理由での用途区分変更申請かといいますと 13 ページ、14 ページ、15 ページ、16 ページ、17 ページをご覧ください。まず、17 ページ、これが位置図です。神川中原の集落から少々外れたところで、目的は 14 ページです。真ん中ほどに、変更申出書という欄があるかと思えます。畑から農業用施設用地へ変更したいという内容でございます。その理由といたしましては、牛舎建設のための資材置き場です。こういったことを、加味しながら、一連の書類を産業振興課に提出され、それを農業委員会で受け付けて、意見を出すという形になるかと思えます。続いて 3 番目ですが、申請内容は除外でございます。12 ページをご覧ください。申請人は〇〇さん、鳥浜自治会の方です。土地については神川字大馬瀬 327 番地台帳・現況ともに地目は田で、地積は 1021 m²、その内申請にかかる面積が 539.19 m²です。所有者は〇〇さん、鳥浜自治会の方です。これについては詳細が 19 ページから 24 ページとなっております。20 ページをご覧ください。20 ページの中程に変更理由として、申請人が譲渡により田を購入し、その一部に住宅を建築する、ということでございます。21 ページをご覧ください。21 ページの下の方に自書の署名と捺印があるかと思えますが、今回の申請地に隣接する、所有者の方々に了解の印鑑をいただいています。再度 20 ページに帰っていただいて、1 番下をご覧ください。この場所でなければならなかった理由としまして、代替地の検討をした結果がここに記載してあります。3 筆ほど当たられたようですけれども、金額が高かったとか、面積が狭かったとかという理由で他の代替地を断念されて今回の申請になったという事です。以上が農振地域にかかる説明でございますが、冒頭で説明しました除外のための〇〇さんの住宅については、こういった図面を基に家を建てる計画となっております。この図面をご覧ください。図面の上と左側が田で残るということです。全てを潰すではなく、12 ページにあるように、一筆では 1021 m²ですが、このうちの 539.19 m²を宅地として除外したいという事です。以上です。</p>
<p>○会長</p>	<p>ただいま説明がございましたが受付番号 2 番について徳永委員の報告をお願いします。</p>
<p>○徳永委員</p>	<p>報告します。申請書が出されている〇〇さんは牛を 50 頭ほど飼育されております。申請した土地ですが、これは現在自分でつくっている牛舎の隣接する畑です。畑の持ち主と 3 年ぐらい前からいろいろと交渉していましたが、所有者の〇〇さんが亡くなられてからご家族との話がまとまった次第です。これは土地を購入してから、牛舎を建てる方法もあったんですが、今回は先に用途区分変更してその後、土地の名義変更をするという形をとられたようです。この土地は今、〇〇さんから奥様か息子さんかどちらに、まだ、名義の相続関係が終わっていませんので、それが終わり次第、施設をつくるということになりますが、まず用途区分変更を先に出したという内容です。現在この畑は 2 年ほど耕作されておりませんので、遊休農地みたいな畑になって</p>

	おります。以上です。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号3番について内菌委員の報告をお願いします。
○内菌委員	はい。この件については、資料のほうは19ページから24ページのほうに目を通していただいて、場所的には24ページの、航空写真を見てください。この航空写真の南側にある大きな建物が医師会立病院、そこから広がるのが鳥浜水田になりますけれども、中に道路が入っていて、その西側になります。もう1枚の本日配られた資料にありますように、区切りには難があるように思いますが、西側にある332-1。この土地は〇〇さんの実家になります。家庭菜園などするのではないかと思います。北のほうの土地は水田として耕作されますので問題ないと思います。申請者は認定業者でもあり、農地の管理をしっかり行っております。農家住宅でもありますし、農振地域の除外はやむを得ないとあります。審議のほどよろしくをお願いします。
○会長	ありがとうございます。只今2名からの報告がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○委員	質疑なしと認めます。これから議案22号について採決いたします。議案第22号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○委員	無し。
○会長	異議なしと認めます。従いまして、議案第22号については原案のとおり決定いたしました。以上で令和2年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 落司 毅